

審議案件に関する概要

平成29年3月7日第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)
届出日	平成28年8月30日
担当部署	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地1

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	コメリパワー旭川宮前店 旭川市宮前1条3丁目6番地	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎 新潟県新潟市南区清水4501番地1	
(3)新設日	平成29年5月1日	
(4)店舗面積の合計	9,897 m ²	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	272 台
	駐輪場の収容台数	77 台
	荷さばき施設の面積	156 m ²
	廃棄物保管施設の容量	44 m ³
(6)施設の運営 方法	開店時間・閉店時間	開店 午前7時 閉店 午後9時45分
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分から午後10時00分
	駐車場の出入口数	3箇所
	荷さばき時間帯	午前6時から午後10時

3. 審査事項

(1)駐車場整備への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数667台 > 設置台数272台 ・既存店舗の調査結果をもとに検証し、必要駐車台数の40%以上の駐車台数を確保。
	従業員駐車場等の整備	駐車場内に64台確保。
	駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	77台。 ・同規模他店舗の運営実績から駐輪場が不足することはないと考える。 ・自動二輪車で来客は少なく、来客駐車場で充分に対応する事が可能と考える。

来客車両等の入出庫方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入口ゲート・遮断機等は無く入庫待ちは発生しないと考える。 					
搬入車両等の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理能力6台／時に対しピーク時2台／時の搬入。 ・ 計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。 					
歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗社員や取引業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。 ・ 出入口看板、出庫時の一旦停止・通学児童注意喚起表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。 ・ 繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い安全の確保を図る。 					
交通整理員の配置	3人（7：00～18：00）。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 繁忙時に駐車場出入口周辺に配置し、交通安全および違法駐車防止を図るほか、適切な誘導を行う。 					
除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 ・ 駐車場外周部及び従業員駐車場などに一時堆雪し、適時排雪を行って必要駐車台数の確保に努める。 					
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ オープン時や販売促進催事等を行う際には、チラシにより案内経路を周知する。 					
(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	60 dB	39 dB	○	
		2	55 dB	52 dB	○	
		3	55 dB	37 dB	○	
		4	60 dB	43 dB	○	
	夜間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	50 dB	12 dB	○	
		2	45 dB	31 dB	○	
		3	45 dB	14 dB	○	
		4	50 dB	12 dB	○	
	夜間の音源毎最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1	排気1	40 dB	15 dB	○
		b1	排気2	40 dB	17 dB	○
		c1	排気3	40 dB	17 dB	○
		d1	排気5	40 dB	14 dB	○
		e1	排気7	40 dB	29 dB	○
f1		排気11	40 dB	42 dB	△	
g1		排気19	40 dB	42 dB	△	
h1		排気23	40 dB	33 dB	○	
i1	排気31	40 dB	6 dB	○		

	j1	排気32	40 dB	35 dB	○
	k1	排気37	40 dB	35 dB	○
	l1	排気41	40 dB	1 dB	○
	m1	排気42	40 dB	7 dB	○
	敷地境界で規制基準値を超える f1,g1について、住居壁際等で再計算した結果、次のとおり規制基準値を下回る。				
	再計算点	規制基準値	予測結果	備考	
	f2	40 dB	30 dB		
	g2	40 dB	30 dB		
	騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗職員や取引先に対して自動車の低速度走行などの環境への配慮の指導を行う。 		
	荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・搬出入車両等の不要なアイドリングの防止。 		
	付帯設備・施設等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・来客者へアイドリング停止の呼びかける看板を駐車場内に設置。 		
	青少年の蝟集等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・営業終了後は駐車場等の出入口をチェーンバリカーで閉鎖する。 ・店舗内外における従業員の見回りや声かけ等を行う。 		
	その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> ・冬季における駐車場等の除雪作業は基本的に深夜早朝に行わないよう配慮。 ・万一、騒音問題が発生した際には迅速に適切な対応を図る。 		
(3)廃棄物等への配慮	指針容量の整備		指針容量 28 m ³ < 設置容量 44 m ³		
	保管場所の位置、構造等		<ul style="list-style-type: none"> ・保管施設は屋内に設置し、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。 		
	運搬・処理対策		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。 		
	減量化、リサイクル等		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努める。 		
	調理臭、悪臭の飛散防止		<ul style="list-style-type: none"> ・生ゴミ等や調理臭の発生はなし。 		
	その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗運営責任者（店長など）との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じる。 		
(4)街並みづくり等への配慮			<ul style="list-style-type: none"> ・広告塔や駐車場の照明は、ライトの向きや光量を調整して照明が敷地外に漏れないように配慮する。 ・街並みづくりが行われる際には、取り組みを阻害することのないよう調和を図る。 		
(5)防災対策への配慮			<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等から災害時における避難場所として、駐車場等敷地の一部の使用あるいは店舗で扱っている物資の緊急時における提供の要請があった場合は、必要な協力を行う。 		
(6)防犯対策への配慮			<ul style="list-style-type: none"> ・店舗内外における従業員の見回りや声かけ等を行い、青少年の蝟集等を防ぐよう配慮。 ・店舗内の見通しを確保する商品陳列や防犯 		

	カメラの設置により万引き等の防止を図る。
(7)関係行政機関との協議状況	
公安委員会（警察）	協議済み
地元市町村（旭川市）	協議済み
道路管理者（旭川市）	協議済み
その他関係機関	

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	意見なし
(2)住民等の意見	意見なし

5. 道（上川総合振興局連絡調整会議）の意見案

意見を述べる必要がないものとする。